

法務局地図作成事業について（お知らせ）

岡山地方法務局

◇ 地図作成のお知らせ

岡山地方法務局では、令和８・９年度の事業として、**岡山市北区駅元町ほか地区**及び**岡山市北区平田ほか地区**（別添地図中の赤色の着色部分）において、新しく正確な地図を作成するため、事業を実施します。

◇ 事業期間等

事業期間 令和１０年３月末まで

計画機関 岡山地方法務局

事業実施機関 **公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会**

◇ 地図作成の目的

不動産登記法は、皆様大切な財産である不動産について、その物理的状況（土地であれば、地番、地目、地積等）や所有権などの権利関係を登記簿に記録し、これを公示することによって、財産の保全と取引の安全を図ることを目的としています。また、登記簿だけでは、登記されている土地の位置を明らかにすることができないため、不動産登記法は第１４条第１項において登記所に地図を備え付けることとしています。

現在、登記所に備え付けてある地図に準ずる図面（いわゆる公図（切り図））の中には、土地の位置や形状を現地に復元できるほどの精度がなかったり、現地と一致しないものがあるため、新しく地図を作成しようとするものです。

◇ 地図作成の効果

この作業で作成する地図は、国家基準点に基づいた測量により作成されますので、土地の位置や区画等を特定することができ、筆界に関する争いを未然に防ぐことができるとともに、筆界の標識がなくなるなどして土地の筆界が分からなくなった場合であっても、地図に基づいて土地の筆界を復元し、特定することができます。また、地目（宅地、畑等）や地積（土地の面積）が登記所の登記記録と異なる場合は、登記所において職権により、地目や地積の変更登記（現況と登記記録を一致させる登記）を行います。

◇ 測量等の費用

測量に要する費用は無料です。地元自治会又は個人による負担はありません。なお、交通費・日当等の筆界確認に立ち会っていただく経費やコンクリート杭の埋設を希望される場合の費用については、所有者のご負担となります。

◇ お問い合わせ・連絡先

〒700-8616 岡山市北区南方１丁目３番５８号

岡山地方法務局 不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

TEL（０８６）２２４－５７２９

（開庁時間 ８：３０～１７：１５ 土・日・祝日を除く）

GSI Maps



